

親 族 関 係 図

- ※ 申立人及び成年後見人等候補者を必ず記載してください。
- ※ 本人の推定相続人その他の親族については、わかる範囲で記載してください。
(推定相続人とは、仮に本人が亡くなられた場合に相続人となる方々です。
具体的には、「親族の意見書について」の2をご参照ください。)

